

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美のりの里の役員及び評議員の報酬並びに費用等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員の会議出席等の報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したとき、又は法人の会議・行事等に出席したときは、次により報酬を支給することができる。

1日当たり 4,000円

- 2 職員と兼務する理事には報酬を支給しない。
- 3 役員が1日に複数の業務に従事する場合には、報酬を重複して支給しない。
- 4 報酬は、会議に出席の都度、支払うこととする。

(評議員の会議出席等の報酬)

第4条 評議員が評議員会に出席したとき、又は法人の会議・行事等に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

1日当たり 4,000円

- 2 評議員が1日に複数の業務に従事する場合には、報酬を重複して支給しない。
- 3 報酬は、会議に出席の都度、支払うこととする。

(役員報酬)

第5条 職務執行の対価として、次のとおり、役員報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 前項の役員報酬の支給額は、下表のとおりとする。

| | |
|---------|-------------|
| 理事長 | 月額 80,000 円 |
| 事務局担当理事 | 月額 50,000 円 |

- 3 報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費、宿泊費等の実費を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

この規程は、令和4年4月1日より改正適用する。